

条例点検票

			作成年月日	令和5年12月13日
条例番号	平成25年静岡市条例 第33号	条例名	静岡市良好な商業環境の形成に関する条例	
制定年月日	平成25年3月8日	最終改正年月日	—	
所管課名	経済局 商工部 商業労政課			
条例の概要	市民にとって安心して豊かな生活を送ることができ、市が目指すまちの姿にふさわしい良好な商業環境の形成を図ることを目的に、市民意見を反映する機会（手続き）を設けるとともに、良好な商業環境の形成に関する指針の策定について規定したものを。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	(市民意見の反映手続き) 商業施設の建築等は市民生活の様々な面において一定程度の影響を与え得るものであることから、建築にあたって事前に住民意見を反映する機会を設けることは、現在においても必要である。 (良好な商業環境の形成) 都心商業から地域商業まで「地域特性に見合った商業サービスの健全な発展」及び「コンパクトな都市構造の形成を図り効率的かつ持続発展的な都市経営の実現」を目指すことは、本市のまちづくりの方向性とも合致し現在においても重要であり、その必要性に変わりはない。	変更なし		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	(市民意見の反映手続き) 本手続きによって地域住民の意見が取り入れられた店舗づくり（例：自治会との防災協定締結、取扱商品の調整、青少年の健全な育成を目的とした営業時間の短縮）が図られており有用である。 (良好な商業環境の形成) 地域特性に見合った商業集積が図られており、本市が目指すコンパクトな都市構造や多様な商業環境の形成の実現に寄与していることから有用である。	変更なし		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	a. 外部コスト 事業者に対し、届出（第7条）や説明会の開催（第9条）等を求めているが、その手続きに必要なコストが生じる。届出については出店にあたって当然に必要なとなる基本的な内容のみであり、説明会についても、市民意見を反映させるために届出内容をより一層周知する機会として必要であることから、過度にコストを生じさせるものではない。 b. 内部コスト 届出書等の提出があった際に、市が公告等により対応することが規定されているが、市民への周知のために必要であり、煩雑なものでもない。 また、本条例の運用にあたっては、市の上位計画「総合計画」「産業振興プラン」「商業振興基本計画」「中心市街地活性化基本計画」「都市計画マスタープラン」「立地適正化計画」等との整合を図る必要があるが、現行の内容は各計画と整合が図られており、今後についてもその整合を図ることは不必要に煩雑なものではない。	変更なし		

様式 1

<p>エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。</p>	<p>①類似する条例で違法性が争われた裁判例は見当たらない。</p> <p>②関係判例として、最高裁昭和47年11月22日より点検をしたが、この条例による事業者に対する届義務等の規制的手段を取ることは、条例の目的を達成するための必要かつ合理的な範囲のものであることから、違法性はない。</p> <p>③その他の関係判例として、公表規定に関して東京高裁平成21年11月19日判例について検討を行ったが、同判決においては、公表は事実行為に過ぎず、処分性を認めていない。</p> <p>④行政指導に従わない旨を公表することは、相手方に対する不利益な取扱いとして違法となる可能性があるが、行政手続条例上、個別の条例に公表できることの定めを置けば、公表は認められる。</p>	<p>変更なし</p>	
<p>オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。</p>	<p>第4条において、事業者の責務を定めており、市民及び市と共に良好な商業環境の形成に努めることとしている。</p> <p>また、第7条から第12条までにおいて、市民意見を反映する機会等についての規定がされており、具体的手続きとしても市民協働の機会が担保されている。</p>	<p>変更なし</p>	
<p>カ 他都市 他都市の条例はどうか。</p>	<p>浜松市、京都市、金沢市において同様の条例がある。</p> <p>自治体によって施設の定義が異なる部分や本市にない規定が見受けられるが、同様の定義及び規定に変更、追加する必要性は低い。</p>	<p>変更なし</p>	
<p>キ その他</p>			
見直し結果			
<p>改廃等の必要</p>	<p>理由</p>	<p>特記事項</p>	
<p>現行どおり</p>	<p>引き続き、市が目指すまちづくりの実現に向け必要な条例であり、現在においてもその内容は時代に即したものであり変更の必要性がないため。</p>		

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内にする。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。